

農業者のみなさんへ

原村農業者労働災害共済の内容が変わります！

※農作業中にけが等の災害にあった場合に共済見舞金をお支払いする制度です

1. 語句の変更

改正前
加入した者を会員という。 会員になろうとする者は、会費を添えて申し込まなければならない。



改正後
加入した者を 加入者 という。 加入者 になろうとする者は、 掛金 を添えて申し込まなければならない。

2. 医療共済見舞金の限度額の変更

改正前
国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 に規定する高額療養費自己負担限度額の 1 ヶ月分に相当する額を限度額とする。



改正後
限度額を 一律 20 万円 とする。

3. 休業見舞金の支給日数の増加

改正前	
	支給開始及び 支給日数
入院	初日より 90 日
通院	6 日目より 90 日
自宅療養	6 日目より 90 日



改正後	
	支給開始及び 支給日数
入院	受診初日より 90 日
通院	
自宅療養	

4. 診断書代補助額の変更

改正前
診断料の一部補助として、2,000 円を別途支給する。



改正後
診断書料は、 文書料の全額 を支給する。

5. 基礎日額の増加

改正前	
健康な者	: 4,200 円
満 18 歳未満で就学中の者 及び満 70 歳以上の者	: 2,100 円



改正後	
下記以外の者	: 5,000 円
満 18 歳未満で就学中の者 及び満 70 歳以上の者	: 2,500 円

6. 納入期限の変更

改正前	改正後
会費の納入期限は5月31日とする。	掛金の納入期限は3月31日とする。

7. 障害共済見舞金算定に用いられる障害等級表の変更

改正前	改正後
障害等級表をそのまま掲載。	障害等級表と日数のみ掲載。 (労働者災害補償保険法施行規則参照)

8. 会員証の廃止

改正前	改正後
共済加入者には、会員証を交付する	会員証を廃止。

9. 提出書類期日の変更

改正前	改正後
会員が災害を受けたときは、7日以内に医師の診断を受け、かつ、事故発生後30日以内に原村農業者労働災害共済事故報告書により、医師の診断書を添えて村長に報告する。	加入者が災害を受けたときは、原則7日以内に医師の診断を受け、かつ、原則治療完了後30日以内に原村農業者労働災害共済事故報告書により、医師の診断書を添えて村長に報告する。

10. 遺族共済見舞金の請求可能者の変更

改正前	改正後
遺族共済見舞金を受けることができる遺族は、会員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。 (1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあつた者を含む。） (2) 会員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (3) 前号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 2 遺族共済見舞金を受けべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。	遺族共済見舞金を請求することができる遺族は、法定相続人及び遺言による相続人とする。

- 改正に伴い、提出書類の様式も変更となりました。提出書類は窓口や原村HPにて配布しています。
- 農労災の共済責任期間は4月1日から翌年3月31日です。毎年加入者には継続加入の通知により加入内容をお知らせしていますので、ご確認ください。

お問い合わせ先
原村役場農林課農政係
0266-79-7931（直通）

